

水質検査結果

電話での問い合わせ先

高松、東讃、小豆ブロック

水質管理課(本課)
087-847-4869

西讃ブロック

水質管理課(府中分室)
0877-48-0519

中讃ブロック

水質管理課(丸亀分室)
0877-28-7966

メールでの問い合わせ先

suishitsu_honbu@union.suido-kagawa.lg.jp

西 讃 ブ ロ ッ ク

西1	西部	観音寺市豊浜町和田丙
西2	西部	三豊市詫間町箱
西3	茂木	観音寺市伊吹町
西4	下林	観音寺市大野原町花稻
西5	一の宮	観音寺市豊浜町和田浜
西6	田野々	観音寺市大野原町田野々
西7	樋窓	三豊市山本町長野
西8	豊中町	三豊市豊中町本山甲
西9	我久	三豊市財田町財田上我久
西10	高倉	三豊市財田町財田上別所
西11	林明・樋窓	三豊市財田町財田中入樋
西12	雉子尾	三豊市財田町財田中本篠

中 讃 ブ ロ ッ ク

中1	中部	宇多津町十楽寺
中2	綾川浄水場	高松市国分寺町福家
中3	丸亀市・中部	丸亀市土器町西
中4	丸亀市・中部	丸亀市手島町
中5	清水	丸亀市港町
中6	金倉	丸亀市今津町
中7	飯野	丸亀市飯野町東分
中8	中部・丸亀市・東小川	丸亀市飯山町東小川
中9	中部・丸亀市・西坂元	丸亀市飯山町西坂元
中10	綾川浄水所	丸亀市綾歌町富熊
中11	鴨川・綾川浄水場	坂出市与島町
中12	下津井受水	坂出市岩黒
中13	善通寺市・中部	善通寺市吉原町
中14	大麻第3・大麻第2	善通寺市大麻町
中15	竜川・善通寺市・中部	善通寺市金蔵寺町
中16	善通寺市・中部・大麻第1	善通寺市生野町
中17	五条	琴平町五條
中18	琴平第1	琴平町川東
中19	琴平第4	琴平町榎井
中20	北鴨・平洲・中部	多度津町佐柳
中21	高屋原	まんのう町長尾
中22	四条	まんのう町公文
中23	犬の馬場	まんのう町川東
中24	造田	まんのう町造田
中25	成政	まんのう町吉野
中26	野口	まんのう町追上
中27	塩入	まんのう町塩入

▼浄水系統と地点名を表示しています

詳細は次ページ以降の地図を御参照ください

▼地図上の番号をクリックすると

結果のページに移動します

▼この画面は、PDFの1ページですので、

この画面に戻るときは、

先頭までスクロールするか、

1ページを指定して移動してください

高 松 ブ ロ ッ ク

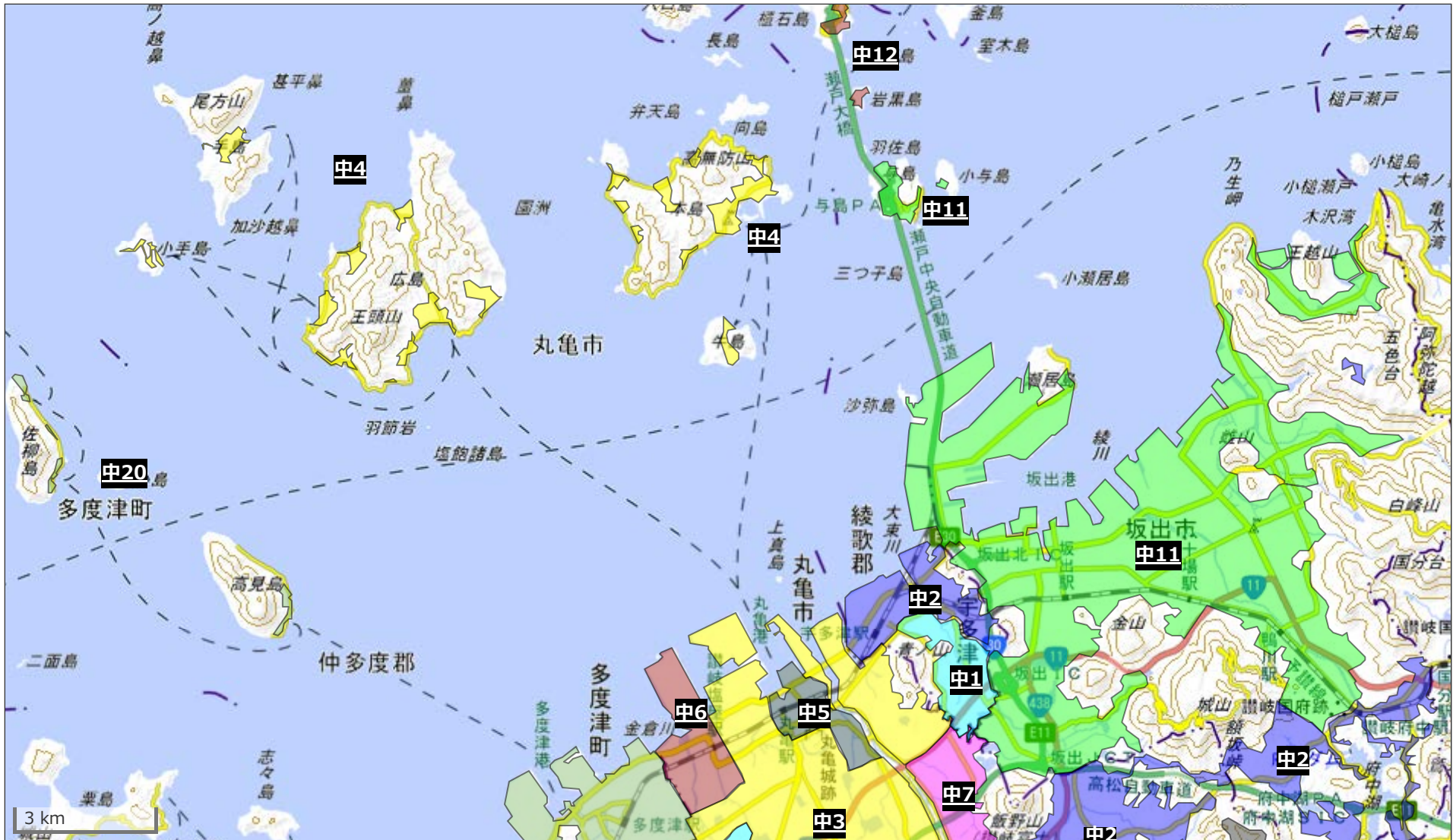
高1	綾川浄水場	高松市国分寺町福家
高2	東部	高松市牟礼町原
高3	御殿	高松市峰山町
高4	御殿	高松市男木町
高5	浅野・東部	高松市朝日新町
高6	浅野・東部	高松市十川西町
高7	川添・東部	高松市庵治町
高8	川添	高松市屋島東町
高9	後川	高松市塩江町安原上東
高10	一ツ内	高松市塩江町上西
高11	堂ヶ平	三木町小藪
高12	新開・東部	三木町氷上
高13	綾南	綾川町陶
高14	羽床	綾川町羽床下

小 豆 ブ ロ ッ ク

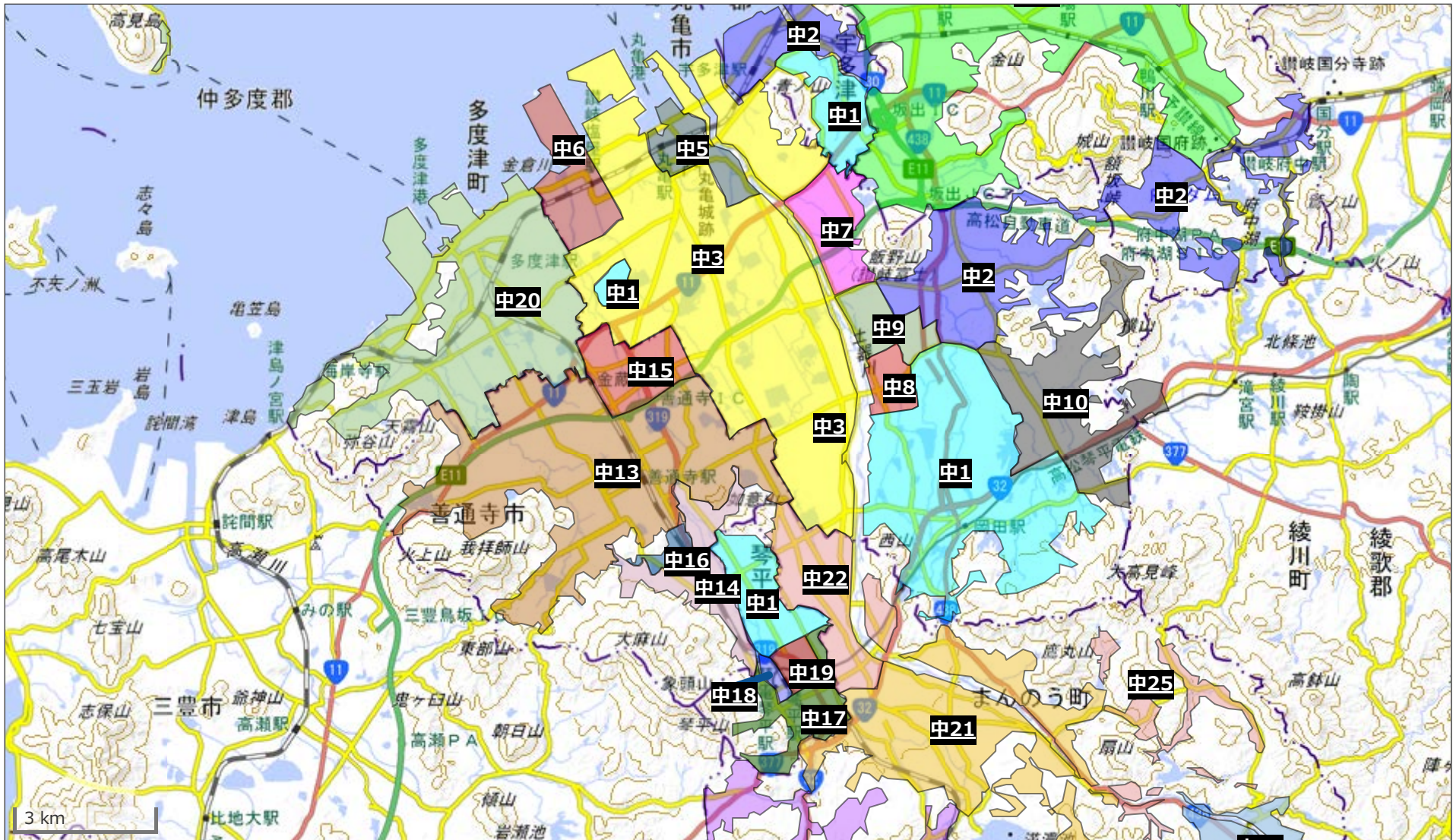
小1	肥土山	土庄町肥土山
小2	馬越	土庄町滝宮
小3	琴塚	土庄町見目
小4	北山	土庄町鹿島
小5	大部	土庄町大部
小6	小部	土庄町小部
小7	家浦	土庄町豊島甲生
小8	唐櫃	土庄町豊島唐櫃
小9	中山	小豆島町池田
小10	内海	小豆島町片城
小11	当浜	小豆島町当浜
小12	福田	小豆島町福田
小13	吉田	小豆島町吉田
小14	湯船	小豆島町中山
小15	福田浜	小豆島町福田浜

東 讃 ブ ロ ッ ク

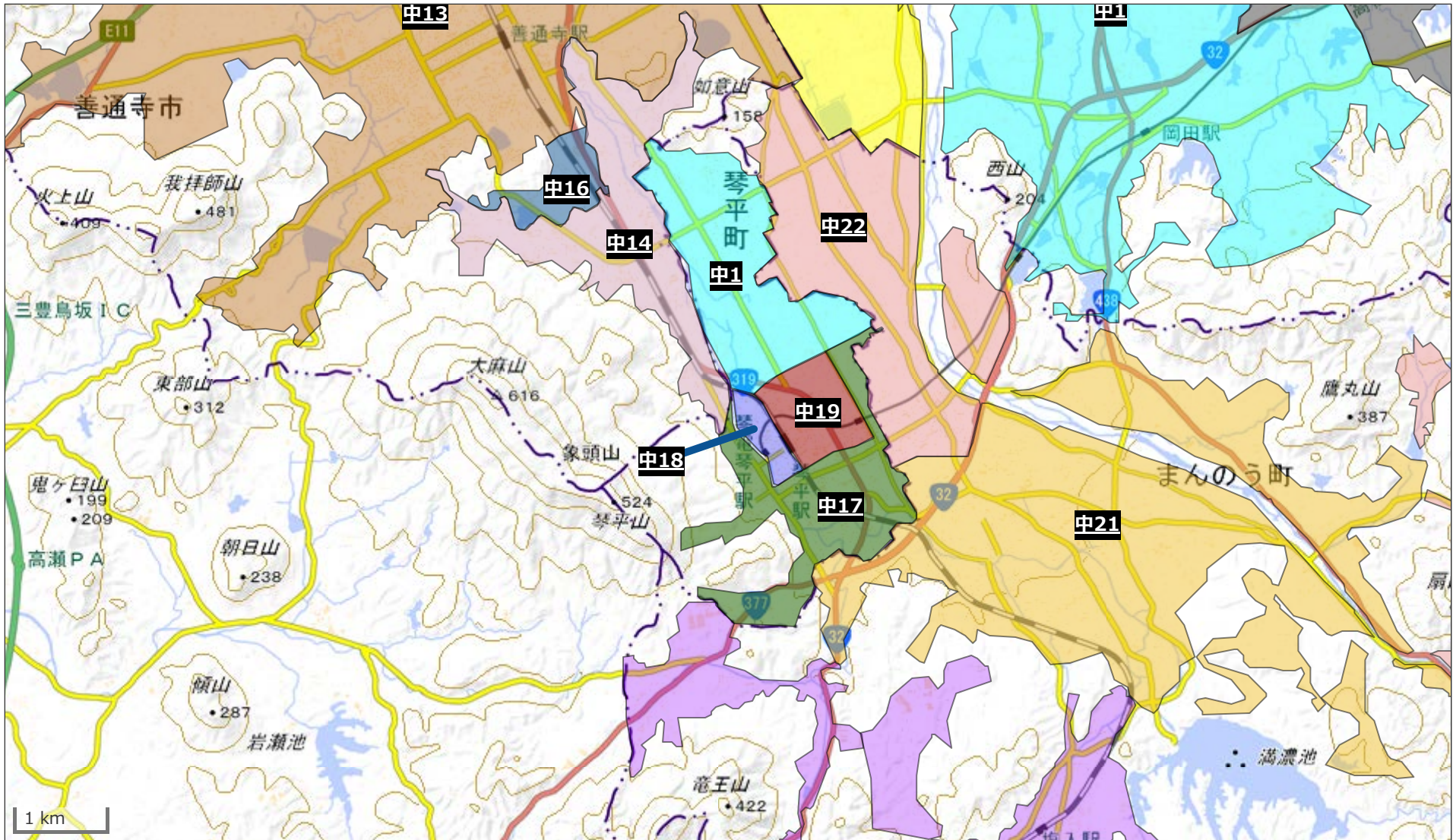
東1	東部	東かがわ市小海
東2	川西・東部	さぬき市小田
東3	西畑	さぬき市津田町津田(津田)
東4	川北	さぬき市津田町津田(北羽立)
東5	王子	さぬき市大川町田面
東6	平砕・東部	さぬき市大川町田面(砕石)
東7	門入	さぬき市石田東
東8	石神	さぬき市昭和
東9	川股	東かがわ市引田
東10	入野山	東かがわ市東山
東11	水主・大社	東かがわ市土居
東12	湊・山下・藤井	東かがわ市松原
東13	中筋第1・第3・第5	東かがわ市横内
東14	川東第1・第2	東かがわ市三本松



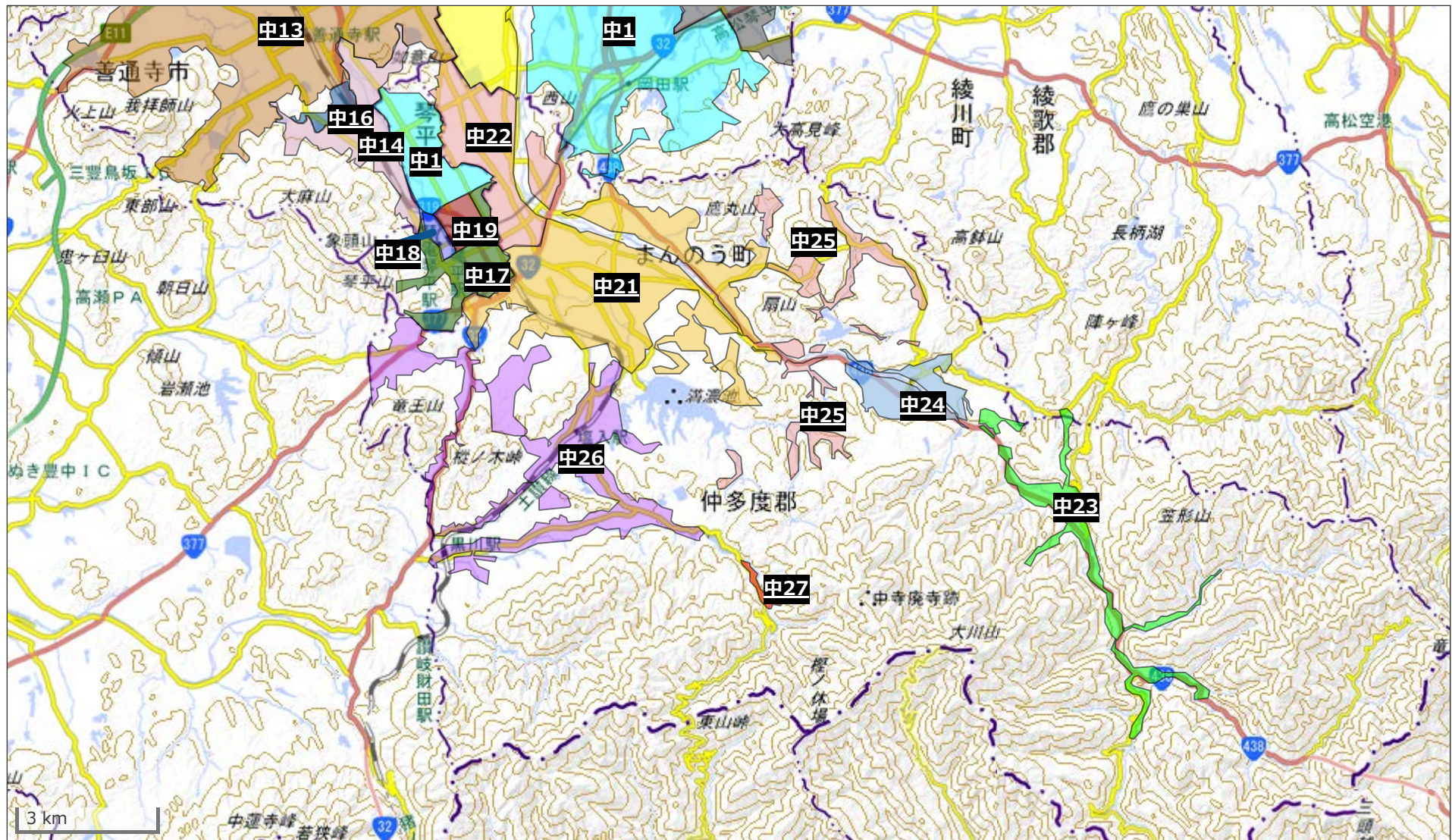
測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R4JHf222
本製品を複製する場合には国土地理院の長の承認を得なければならない。



測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R4JHf222
本製品を複製する場合には国土地理院の長の承認を得なければならない。



測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R4JHf222
本製品を複製する場合には国土地理院の長の承認を得なければならない。



測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R4JHf222

本製品を複製する場合には国土地理院の長の承認を得なければならない。

